

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得			
				営 業 等 所 得 者			農
				人員	総所得金額等	申告納税額	人員
	人	千円	千円	人	千円	千円	人
平成11年分	266,276	1,332,667,962	70,845,871	54,423	156,602,995	7,351,955	17,601
12	257,687	1,300,534,622	68,187,114	51,951	146,251,550	6,659,160	15,344
13	252,675	1,277,022,760	66,323,190	65,094	251,659,626	17,941,744	16,812
14	245,997	1,247,077,833	65,153,892	61,998	229,215,720	15,640,415	16,209
15	246,307	1,242,697,872	65,567,141	58,272	206,164,612	13,930,616	21,694
16	270,300	1,258,142,321	63,122,180	58,632	212,551,926	15,136,097	16,254
確定申告	269,917	1,256,199,624	63,024,067	58,596	212,422,065	15,127,070	16,240
修正申告	393	1,959,866	98,751	36	130,017	9,163	14
決定・増額更正	—	—	—	—	—	—	—
減額更正	△ 6	△ 10,061	△ 437	—	△ 156	△ 137	—
更正請求	△ 4	△ 7,107	△ 200	—	—	—	—
異議申立決定等	—	—	—	—	—	—	—
計	実 270,300	1,258,142,321	63,122,180	実 58,632	212,551,926	15,136,097	実 16,254
法第103条による税額	868	—	265,374	調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を示したものである。 (注) 1 平成13年分以降の「営業等所得者」欄の計数には、「その他事業所得者」の計数を含む。 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。 3 加算税の「人員」欄は、延人員を示し、内書は加算税の全額について異動が生じたものを示す。			
合計	271,168	—	63,387,553				
過少申告加算税	内 1 1	—	5				
無申告加算税	内 18 18	—	747				
重加算税	—	—	—				
納税額総計	—	—	63,388,305				

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平成15年分			平成14年以前分			人 員
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	
申告又は処理による増減差額	内 9,522	40,488,132	2,122,845	内 2,365	15,152,015	1,579,825	内 11,887
加算税の増減差額	内 19,206	—	—	内 6,495	—	—	内 25,701
	内 4,639	—	96,864	内 2,276	—	92,275	内 6,915
	内 4,652	—	—	内 2,304	—	—	内 6,956
	内 4,004	—	93,255	内 1,015	—	31,814	内 5,019
	内 4,046	—	—	内 1,033	—	—	内 5,079
	内 185	—	41,597	内 654	—	211,184	内 839
重加算税	内 185	—	—	内 665	—	—	内 850
計	内 8,828	—	231,715	内 3,945	—	335,272	内 12,773
合計	8,883	—	2,354,560	4,002	—	1,915,097	12,885

調査対象等：平成15年分以前の申告所得税の納税者について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を示したものである。

(注) 「人員」欄はそれぞれ延人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

者 別 内 訳								区 分
業 所 得 者		そ の 他 事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			
総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	
千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
93,134,732	4,406,441	17,247	118,648,538	11,792,216	177,005	964,281,697	47,295,258	平成11年分
88,611,284	4,446,827	16,238	111,683,274	11,432,763	174,154	953,988,514	45,648,364	12
91,891,321	4,580,242	—	—	—	170,769	933,471,813	43,801,204	13
100,808,505	6,168,505	—	—	—	167,790	917,053,608	43,344,972	14
133,162,434	8,101,308	—	—	—	166,341	903,370,827	43,535,216	15
102,942,344	6,441,853	—	—	—	195,414	942,648,051	41,544,230	16
102,855,202	6,433,690	—	—	—	195,081	940,922,357	41,463,307	確定申告
87,142	8,163	—	—	—	343	1,742,707	81,424	修正申告
—	—	—	—	—	—	—	—	決定・増額更正
—	—	—	—	—	△ 6	△ 9,905	△ 301	減額更正
—	—	—	—	—	△ 4	△ 7,107	△ 200	更正請求
—	—	—	—	—	—	—	—	異議申立決定等
102,942,344	6,441,853	—	—	—	実 195,414	942,648,051	41,544,230	計

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。
5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。
(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
(2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの
(3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(3) 免除状況

計		区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
総所得金額等	申告納税額等				
千円	千円		人	千円	千円
55,640,147	3,702,670	租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	4,958	12,236,657	1,851,213
—	189,139	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	1	1,576	158
—	125,069	合 計	4,959	12,238,233	1,851,371
—	252,780	調査対象等：平成16年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む。）された者の事績を平成17年3月31日現在で示したものである。			
—	566,987				
—	4,269,657				